

第 2 調査結果

1 制度の概要

(1) 外国で就労した場合の年金制度

ア 年金制度への加入

日本人が海外への派遣等により外国で働く場合、現地における外国年金制度への加入が必要な場合があり、受給資格を満たせば、当該外国年金の受給が可能となる。

しかし、国によっては、日本と外国の双方の年金制度に加入して保険料を二重負担しなければならない場合や、年金加入期間が不足して外国年金の受給資格を得られない状況が生じる場合があることから、日本は、こうした課題の解決を図るため、各国と二国間での協定を締結している（表 1 参照）。

表1 令和6年6月時点における協定の締結、交渉の状況等

国名	協定の発効状況	加入期間の通算の可否	外国年金受給者数	
アイルランド	発効済み	○	—	
アメリカ	発効済み	○	107,000 人	令和6年8月現在
イギリス	発効済み	×	7,400 人	令和6年10月現在
イタリア	発効済み	×	—	
インド	発効済み	○	—	
オーストラリア	発効済み	○	—	
オーストリア	署名済み (発効前)		44 人	令和6年10月31日現在
オランダ	発効済み	○	2,500 人	日本在住の外国人も含む。時点不明
カナダ	発効済み	○	—	
韓国	発効済み	×	—	
スイス	発効済み	○	99 人	時点不明
スウェーデン	発効済み	○	223 人	日本在住の外国人も含む。令和6年10月現在
スペイン	発効済み	○	556 人	令和6年12月現在
スロバキア	発効済み	○	3 人	日本在住の外国人も含む。令和6年10月31日現在
タイ	予備協議中		75 人	日本人受給者数（他国在住の日本人を含む。）。令和6年11月5日現在
チェコ	発効済み	○	7 人	令和6年1月1日現在
中国	発効済み	×	—	
ドイツ	発効済み	○	1,543 人	日本在住の外国人も含む。令和5年現在
トルコ	政府間交渉中		—	
ノルウェー	予備協議中		—	
ハンガリー	発効済み	○	9 人	令和6年9月19日現在
フィリピン	発効済み	○	—	
フィンランド	発効済み	○	58 人	令和5年12月31日現在
ブラジル	発効済み	○	2,825 人	日本在住のブラジル人も含む。令和7年2月25日現在
フランス	発効済み	○	500 人以上	時点不明
ベトナム	予備協議中		—	
ベルギー	発効済み	○	—	
ポーランド	政府間交渉中		24 人	日本人受給者数（他国在住の日本人を含む。）。令和6年9月現在
ルクセンブルク	発効済み	○	20 人	令和6年現在

(注) 1 「協定の発効状況」及び「加入期間の通算の可否」は、厚生労働省のウェブサイトによる。

2 「外国年金受給者数」は、当省の調査結果による。

3 「—」は、調査対象外又は未回答であることを示す。

詳細は国によって異なるが、協定の締結により、年金の二重加入の防止²及び二国間での年金加入期間の通算が可能となる。

日本は、令和6年6月時点において、23 か国と協定を締結済み・発効済みであるほか、1 か国とは署名済み、5 か国とは政府間交渉中等の状況である。発効済みの23 か国との協定をみると、二重加入の防止については、全ての協定で規

² 原則、就労先の外国年金制度のみに加入することとなる。ただし、5年以内の短期派遣の場合は、派遣元国の年金制度のみに加入することとなる。

定が置かれているが、年金加入期間の通算については、イギリス、イタリア、韓国及び中国の4か国との協定で規定が置かれていない。

イ 生存証明手続

年金を適切に支給するためには、支給継続に当たり、支給対象者が生存していることや受給資格を満たすことの確認が通常必要となる。このため、各国の年金制度では、受給者の居住地が国内又は海外であるかを問わず、継続受給する場合、各国の法令等に基づき、定期的に生存証明手続が必要とされており、その内容・方法は、国により異なっている。

日本に帰国した日本人が外国年金を継続受給する場合、一般的に、外国年金運営機関から外国年金受給者に送付される「生存証明書」について、本人が必要事項を記入した上で、市区町村等の第三者により生存していることに関する認証を受けるなどした後、外国年金運営機関に提出することになる。

(2) 外国年金に関連する日本の法制度

ア 生存の証明

(ア) 生存を証明する制度の不存在

日本には、法令上、生存していることを証明する制度はないため、市区町村が外国年金受給者から生存証明書の認証を求められた場合に、認証するかどうかは、市区町村の判断に委ねられている。

市区町村の中には、個別の法令で規定されている事務ではないものの、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第2項に規定される「地域における事務」の行政サービスの一環で行う証明事務の一つとして、外国年金の生存証明書への認証を行っている例がみられる。

(イ) 出生及び死亡に関連する制度

日本人は、市区町村に出生の届出を行うことにより、戸籍への出生の記載及び住民票の作成が行われ、死亡の届出により、戸籍への死亡の記載及び住民票の消除が行われる（戸籍法（昭和22年法律第224号）第49条及び第86条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第7条及び第8条）。

このうち、住民票の制度は、次のとおりとなっている。

- 市区町村は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して住民基本台帳を作成しており、住民票には、氏名、性別、住所、生年月日等が記載されている（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第6条及び第7条）。

市区町村が備える住民基本台帳に記録されている者は、当該市区町村長に対し、自身の住民票の写し又は住民票記載事項証明書の請求が可能で（住

基法第 12 条)、「住民基本台帳事務処理要領」(昭和 42 年 10 月 4 日自治振第 150 号自治省行政局長等通知)では、同証明書には、記載された事項が住民票に記載された事項と相違ない旨を記載して記名押印するとされている。また、同証明書は様式が定められていないため、請求者が持参した様式への証明も可能である。

イ 生存証明手続に関連する国の事務

外国年金の生存証明手続は、外国の法令に基づき行われるものであるため、国内の法令に直接的に関連するものはない。他方で、厚生労働省は、一部の協定締結国(オランダ及びチェコ)に限り、生存証明について協定に関連する事務があるとしており、具体的には、協定の締結に係る協議の過程において、これらの国から要望があったことを踏まえて、当該国の生存証明手続に係る書類が機構等に提出された場合は、これを当該国の外国年金運営機関に送付するとしている。

2 調査結果

(1) 回答が得られた国と調査結果の整理の考え方

対象 25 か国の駐日大使館又は外国年金運営機関に対し、外国年金受給者が求められている生存証明手続を把握するための調査票を送付したところ、回答が得られたのは 20 か国(アメリカ、イギリス、オーストラリア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、タイ、チェコ、ドイツ、ハンガリー、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ベルギー、ポーランド、ルクセンブルク)であった。

また、本調査は、外国年金受給者が行う生存証明手続及び市区町村が第三者として行う生存証明書の認証事務に関する負担軽減を図ることを目的としたものであるため、以降の手続内容・方法等に係る整理は、当該目的に関わる内容を中心に行った。ここでは、駐日大使館又は外国年金運営機関からの回答に基づき、原則と考えられる取扱いについて記載している。

(2) 回答があった 20 か国における生存証明手続

ア 生存証明手続の概要

回答があった 20 か国では、当該国の外国年金の支給継続のため、外国年金受給者に対して生存証明手続を求めている。多くの国では、毎年、外国年金運営機関から外国年金受給者宛てに郵送やメールで生存証明書が送付され、当該外国年金受給者は、同証明書に必要事項を記入の上、生存していること等について第三者による認証(生存証明書への署名)を受けるなどした後、郵送やオンライン等により外国年金運営機関に提出している。

また、生存証明書の記載事項には、氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、国籍、出生地、婚姻状況、生存の有無、本人の署名などがあり、国によって異なっている。

イ 生存証明書への第三者による認証の要否等

20 か国のうち 16 か国では、第三者による生存証明書の認証が必要とされている（同証明書の様式が規定されておらず、第三者が外国年金受給者の住所・氏名等を証明した書類が必要なスペインを含む。）。ただし、当該 16 か国のうち 5 か国では、第三者による認証に代えて住民票の写しや戸籍謄本の添付が認められており、第三者による認証が必須となるのは 11 か国である（表 2 参照）。

なお、20 か国のうち、第三者による生存証明書の認証が必要とされていない 4 か国（アメリカ、タイ、フィリピン、フィンランド）では、外国年金受給者による生存証明書への署名のみであったり、外国年金運営機関とのビデオ通話による確認方法が採られたりしている。

表 2 第三者による生存証明書の認証が必要な 16 か国における取扱い

国名	第三者の認証に代えて公的書類の提出で可能	
	住民票の写し	戸籍謄本
イギリス	○	
オーストラリア		
オーストリア		
オランダ	○	○
スイス		
スウェーデン		
スペイン		
スロバキア	○	○
チェコ	○	○
ドイツ		
ハンガリー		
ブラジル		
フランス	○	
ベルギー		
ポーランド		
ルクセンブルク		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 スペイン及びドイツは、オンラインシステムを利用すれば、第三者の認証が不要となる。

[参考]

日本の年金では、機構が次の方法により受給者の生存を確認している。

- ① 日本在住の年金受給者は、住民票があれば生存と判断
- ② 外国在住の外国人が日本の公的年金を受給する場合は、外国における戸籍や住民票に相当するもの又は第三者の証明（公的機関や公証人等の証明書又はサインがあるもの）により確認

ウ 認証可能な第三者の種類等

第三者による生存証明書の認証が必要な16か国は、認証できる第三者として、市区町村、駐日大使館・領事館、公証役場、弁護士、医師などを認めており、その範囲は、国によって異なっている。多く認められている第三者は、駐日大使館・領事館（13か国）、市区町村（10か国）などであり、多くの国が複数の者を挙げている。

このうち、駐日大使館・領事館による認証が可能な13か国について、認証方法をみると、9か国は大使館等に出頭することのみとなっているが、3か国（スウェーデン、ブラジル、ベルギー）は、ビデオ通話が可能となっている（表3参照）。

表3 第三者による生存証明書の認証が必要とされている16か国における主な認証方法

国名	市区町村による認証	駐日大使館・領事館による認証方法			住民票の写し等の添付による代替可
			うち出頭のみ	うちビデオ通話可	
イギリス	○	○	○		○
オーストラリア	○	○	○		
オーストリア	○	○	○		
オランダ	○				○
スイス	○	○	○		
スウェーデン	○	○		○	
スペイン		○	不明	不明	
スロバキア		○	○		○
チェコ		○	○		○
ドイツ	○				
ハンガリー		○	○		
ブラジル		○		○	
フランス	○				○
ベルギー	○	○		○	
ポーランド		○	○		
ルクセンブルク	○	○	○		
計	10	13	9	3	5

(注) 1 当省の調査結果による。

2 スペイン及びドイツは、オンラインシステムを利用すれば、第三者の認証が不要となる。

3 スペインは、駐日大使館・領事館による認証方法の回答が得られなかったため不明としている。

エ 生存証明書における第三者による認証事項

第三者による生存証明書の認証が必要な16か国のうち、認証可能な第三者として市区町村が含まれているのは10か国である（表3参照）。

当該10か国について、市区町村が生存証明書を認証するに当たって認証が必要な事項は、①4か国が生存していることのみ、②5か国が生存していること及び身分証明書の確認、③1か国が生存していること、住所及び配偶者の有無となっている（表4参照）。生存証明書には、多くの事項が記載されているが、市区町村による認証事項は生存していることなど限定的となっている。

表 4 外国が市区町村に認証を求めている事項

国名	外国が認証を求めている事項
イギリス	生存していることのみ
オランダ	
ベルギー	
ルクセンブルク	
オーストラリア	生存していること及び身分証明書の確認
オーストリア	
ドイツ	
フランス	
スウェーデン	
スイス	生存していること、住所及び配偶者の有無

(注) 当省の調査結果による。

オ 生存証明書の様式の記載言語

第三者による生存証明書の認証が必要な 16 か国のうち、同証明書の様式がある 15 か国についてみると、11 か国は様式が外国語のみで記載されている。一方で、4 か国（スロバキア、チェコ、ドイツ、ブラジル）は日本語が併記されており、認証を行う市区町村にとって翻訳が不要となり、分かりやすいものとなっている。

(3) 市区町村における生存証明書の認証の取扱い

ア 本調査の対象

全 1,741 市区町村を対象に、外国年金の生存証明書の認証の取扱い等に関する基礎調査を実施したところ、1,253 市区町村から回答があり、このうち、過去に外国年金の生存証明書の認証を求められたことがあるのは、348 市区町村であった。

また、基礎調査で回答のあった 1,253 市区町村の中から、生存証明書の認証方針、生存証明書の認証を求められた国やその件数等を踏まえ、32 市区町村に実地調査を行った。

イ 生存証明書の認証に係る事務の流れ

実地調査結果では、外国年金受給者からの生存証明書の認証の求めに対応しているのは、主に住民票や戸籍を担当する部署であった。また、多くの市区町村は、同証明書の様式の記載言語が外国語のみの場合には、まず外国年金受給者又は市区町村職員が翻訳して内容を把握した上で、認証の可否を判断し、市区町村長や担当者の署名又はスタンプの押印、市区町村名の公印を押すなどして対応していた。

ウ 市区町村が生存証明書の認証を求められた件数

基礎調査結果では、回答のあった 1,253 市区町村のうち、令和 4 年度から 5 年度までの間に外国年金の生存証明書の認証を求められたことがあるのは 296 市区町村で、市区町村別に当該 2 年間の件数をみると、1 件から 5 件とするところが 7 割を超える一方、10 件超とするところも 1 割強みられた（表 5 参照）。

表 5 令和 4 年度から 5 年度までに市区町村が認証を求められた件数

件数	市区町村数（割合）
1～5 件	211（71.3%）
6～10 件	48（16.2%）
11～15 件	15（5.1%）
16 件以上	22（7.4%）

（注）当省の調査結果による。

また、認証を求められた国別にみると、フランスが最も多く、次いでドイツ、ベルギーの順となっている（表 6 参照）。

表 6 外国年金の生存証明書の認証を求められた主な国

国名	市区町村数（割合）
フランス	197（66.6%）
ドイツ	105（35.5%）
ベルギー	90（30.4%）
オランダ	73（24.7%）
イギリス	71（24.0%）
スイス	17（5.7%）
スウェーデン	13（4.4%）

（注）当省の調査結果による。

エ 生存証明書の認証の方針

（ア）基礎調査結果

過去に外国年金の生存証明書の認証を求められたことがあると回答した 348 市区町村のうち、311 市区町村（89.4%）が認証する方針（「認証する場合としない場合がある」を含む。）である一方、37 市区町村（10.6%）は全て認証しない方針としており、対応が分かれている（表 7 参照）。

表 7 市区町村における外国年金の生存証明書の認証方針

回答内容	市区町村数（割合）
認証する場合としない場合がある	162（46.6%）
全て認証する方針である	149（42.8%）
全て認証しない方針である	37（10.6%）

（注）当省の調査結果による。

上記 311 市区町村における認証する場合の考え方について、166 市区町村（53.4%）は、住民票の記載と本人確認により、30 市区町村（9.6%）は、住民票の記載のみにより、生存していることを証明している。また、97 市区町村（31.2%）は、生存していることの証明ではなく、住民票記載事項の内容を証明している（表 8 参照）。約 3 割の市区町村が住民票記載事項の内容を証明していることは、日本に生存を証明する制度がないことが影響しているとみられる。

表 8 生存証明書を認証する考え方

回答内容	市区町村数（割合）
外国年金受給者が住民票に記載されており、運転免許証等で本人確認ができれば生存していると判断	166（53.4%）
外国年金受給者が住民票に記載されていることのみで生存していると判断	30（9.6%）
外国年金受給者が住民票及び戸籍に記載されており、運転免許証等で本人確認ができれば生存していると判断	2（0.6%）
外国年金受給者が戸籍に記載されており、運転免許証等で本人確認ができれば生存していると判断	1（0.3%）
外国年金受給者が戸籍に記載されていることのみで生存していると判断	1（0.3%）
生存していることの証明ではなく住民票記載事項の内容を証明	97（31.2%）
その他（無回答、不明等）	14（4.5%）

（注）当省の調査結果による。

一方、全て認証しない方針の 37 市区町村に対し、その考え方を確認したところ、32 市区町村（86.5%）が「外国年金受給者の戸籍や住民票が存在していたとしても外国年金受給者の生存を証明するものではない。」、15 市区町村（40.5%）が「日本には法律上、生存証明を行う仕組みがない。」を理由としていた。このほか、「外国語で記載された内容の証明は行わない。」、「外国語の内容を理解できない。」を理由とするものもみられた。

（イ）実地調査結果

a 認証の可否の考え方

上記のとおり市区町村では、生存証明書の認証方針が分かれているため、実地調査において、その考え方の詳細や違いを聴取したところ、生存証明書の認証に当たり、住民への行政サービスの一環として対応したり、住民票記載事項の証明と読み替えて対応したりしている例がみられたほか、認証してよいのか不安を感じながら対応しているといった意見が聴かれた（表 9 参照）。

表 9 生存証明書の認証の可否の考え方の一例

認証の可否	認証の可否の考え方
認証可	住民票等の公的な証明があり、かつ本人が出頭して本人確認ができれば生存していると判断している。
	機構が年金支給に当たり、住民票により生存を判断していることを踏まえ、「死亡届がない場合には生存している」との考えに基づき、住民票に記載があれば生存していると判断している。
	生存証明書については、生存を確認・証明するものではなく、住民票記載事項の証明であると読み替えて対応している。
	生存していることを証明しているのではなく、一般行政証明として住民票に記載されている事項のみを証明しているにすぎない。
	生存証明書を認証しないと、外国年金受給者が外国年金を受給できなくなるため、地方公共団体が生存を証明してよいか不安を感じながらも、住民サービスの一環として苦肉の策で対応している。
	生存証明書に氏名、住所等が日本語で記載され、住民票記載事項や戸籍の記載事項についてのみ証明を求めている場合に限り認証を行う方針である。
認証不可	死亡届が提出されていない場合があるほか、死亡届が提出されてもシステムに反映されるまでのタイムラグがあることから、戸籍や住民票が存在しても生存しているとは限らないため認証しない。
	戸籍や住民票に記載があっても、生存を証明するものではないため、認証しない。

(注) 当省の調査結果による。

このように、市区町村が生存証明書の認証に当たり、対応に苦慮している状況がうかがえる中、市区町村から国や外国年金運営機関に対し、次のような要望があった。

- ① 市区町村が生存証明書を認証する方法ではなく、住民票の写しを添付する方法に代えてほしい (21 市区町村)。
- ② 市区町村が生存証明書において認証する内容は、住民票記載事項に限定してほしい (6 市区町村)。
- ③ 市区町村が生存証明を行うことに法令上の問題がないか、どのような方法で生存を判断すればよいかなど、生存証明書の取扱いについて、国から見解を示してほしい (6 市区町村)。

b 住民票記載事項の内容を証明する取扱い

市区町村の中には、生存証明書に住民票記載事項以外の内容が含まれている場合は、認証しないとしているところがみられた一方で、このような場合に、次の方法で認証している市区町村がみられた。

- ① 認証した事項を限定する旨の文面を加筆する。
- ② 住民票記載事項以外の記載内容は取消線を引いて消す。

なお、これらの対応により外国年金を受給できなかったとする例は確認できなかった。

オ 外国語の翻訳

(ア) 基礎調査結果

市区町村からの回答や意見要望をみると、過去に外国年金の生存証明書の認証を求められたことがあると回答した 348 市区町村のうち、90 市区町村 (25.9%) から、「各国で生存証明書の様式や記載内容が異なり、外国語も理解できないため、翻訳してもらわないと何を記載すればよいのか分からない。」、「外国年金受給者から生存証明書とその日本語訳を提示される場合でも、翻訳内容の正確性が判断できないため認証できない。」、「生存証明書に日本語訳を添付してほしい。」といった意見要望が聴かれ、外国語の翻訳について負担を感じているとみられる。

また、令和 4 年度から 5 年度までの間に外国年金の生存証明書の認証を求められたことがある 296 市区町村のうち、11 市区町村では、「外国語のみで記載された生存証明書には署名しない方針」としている。

(イ) 実地調査結果

基礎調査結果において生存証明書の翻訳に負担を感じている市区町村が約 26%あったため、実地調査において、その実態を把握した。

その結果、外国語のみで記載された生存証明書の認証を求められた場合、一部の市区町村は自ら翻訳を行っているが、多くの市区町村では外国年金受給者に翻訳を求めていることが分かった。

なお、外国年金受給者が行った翻訳内容を自ら確認するかどうか、外国年金受給者が翻訳の求めに応じなかった場合に、自ら翻訳を行うか、認証不可とするかなどの対応は、市区町村によって異なっていた。

また、市区町村では、翻訳に係る負担や懸念点として、次の①から③のような状況がみられ、機構、各国大使館等のウェブサイトにも、生存証明書の様式の日本語訳を掲載してほしいとする要望が聴かれた。

- ① 職員がウェブサイト上の翻訳サービスにより翻訳しているが、生存証明書の翻訳 1 件当たり 1 時間程度を要するなど負担が大きく、また、翻訳した内容が正しいか不安がある。
- ② ウェブサイト上の翻訳サービスを利用する場合は、一つ一つ外国語を端末で打ち込んで翻訳しており負担である。
- ③ スマートフォンの翻訳アプリ (Google レンズ等)、ウェブサイト上の翻訳サービスを利用することは、情報セキュリティ上の問題 (生存証明書に記載された個人情報等が流出するリスク) があるため利用していない。

カ 認証が必要な事項

上記 2(2)アのとおり、各国の生存証明書には様々な記載事項が設けられており、実地調査した市区町村からは、「外国語のみで書かれていると市区町村が何を証明すればよいのか分かりにくい。」との意見が聴かれた。

市区町村による生存証明書の認証が可能な 10 か国について、各国が市区町村の認証が必要として挙げた事項と、実地調査した市区町村が認証を求められていると認識している事項を比較したところ、3 か国において齟齬がみられた。当該 3 か国が認証を求めているのは、「生存していること」や「身分証明書の確認」であるが、「国籍」、「配偶者の有無」、「出生時の姓」等についても認証が必要と認識している市区町村がみられた（表 10 参照）。

表 10 外国が市区町村に認証を求めている事項等

国名	外国が認証を求めている事項	市区町村が左記の事項以外に認証が必要と認識している事項
ベルギー	生存していること	国籍、配偶者の有無
ドイツ	生存していること、	旧姓、誕生地
フランス	身分証明書の確認	出生時の姓

（注）当省の調査結果による。

これらは、翻訳の影響も考えられるが、次のとおり、生存証明書の様式の記載が一因と考えられる。

① ベルギー、フランス

生存証明書の様式が「国籍」、「配偶者の有無」（ベルギー）、「出生時の姓」（フランス）の認証を求めていると解釈できる。

② ドイツ

生存証明書の様式において、どの事項を認証すればよいか明確に記載されていない。

キ 生存証明書にローマ字で記入された内容の認証

基礎調査結果では、令和 4 年度から 5 年度までの間に外国年金の生存証明書の認証を求められたことのある 296 市区町村のうち、10 市区町村において、生存証明書の認証を行う際に確認している住民票が日本語（漢字）で記載されているため、外国年金受給者がローマ字で記入した生存証明書の認証を行うことはできないと回答している。

実地調査において、ローマ字で記入された生存証明書の認証の可否の考え方を聴取したところ、本人が記入したものをそのまま認証している例もあれば、住民票の記載に基づき証明するため、認証できないとする例もみられた（表 11 参照）。

表 11 ローマ字で記入された生存証明書への対応

認証の可否	認証の可否の考え方
認証可	住民票には、便宜的に設けられた氏名の振り仮名があるため、これにより生存証明書にローマ字で記入された内容を認証している。
	生存証明書にローマ字で記入された氏名等は、パスポートの提示を求めて確認している。
	生存証明書にローマ字で記入された氏名は、本人が記入したまま認めている。
	生存証明書における項目名及び記入した内容について、本人に日本語を追記してもらい、日本語部分についてのみ認証している。
認証不可	住民票記載事項証明は住民票の記載に基づいて行うため、ローマ字で表記された氏名については、外国籍の者で氏名がローマ字で登録されている場合を除いて、当該証明を行うことはできないと考えている。
	住民票には、正式な読み方を示す振り仮名がないため、生存証明書にローマ字で記入された氏名や住所等の認証を行うことは困難である。

(注) 当省の調査結果による。なお、令和7年5月26日以降、住民票に氏名の振り仮名が記載されることとなったが、それ以前に把握したものである。

(4) 国内機関による取組等

ア 大使館及び機構

(ア) フランスに係る生存証明手続のウェブサイトでの情報提供

在日フランス大使館における生存証明手続業務が停止されたことに併せて、フランスの外国年金受給のための生存証明に当たっては、最新の住民票（翻訳書は不要）及びフランスの外国年金運営機関から送られてきた生存証明書用紙に本人がサインしたものをフランスの外国年金運営機関宛てに送付する方法が同大使館のウェブサイトで紹介されている。また、機構は、当該ウェブサイトから自らのウェブサイトでも紹介している。

(イ) オランダ及びチェコに係る生存証明手続のウェブサイトでの情報提供

オランダ及びチェコについては、機構のウェブサイトにおいて、両国における生存証明手続に係る情報³が提供されており、チェコについては、生存証明書の様式（日本語訳付き）が掲載されている。

これらの情報提供を行っている理由について、厚生労働省及び機構は、オランダとチェコは協定締結に係る協議の過程において相手国から要望があり、これらの国の生存証明手続に係る書類が機構等に提出された場合は、当該書類をオランダ及びチェコの外国年金運営機関に送付することになったためであるとしている。

³ オランダについては、戸籍謄本又は住民票をオランダから送付された現況の確認書類とともに最寄りの年金事務所又は共済組合に提出することが、チェコについては、生存証明書に在日チェコ大使館による署名又は戸籍謄本若しくは住民票の添付の上、チェコの外国年金運営機関に直接又は年金事務所を経由して提出することがウェブサイトに掲載されている。

イ 法務省及び総務省

(ア) 生存していることの推定

戸籍や住民票に基づく生存の考え方について、それぞれの制度を所管する法務省及び総務省は次のとおり説明している。

① 法務省民事局

戸籍が存在して「死亡」の記載がなければ、基本的には生存していることが推定される。ただし、死亡してから戸籍に反映されるまでに一定の時間を要することなどに注意が必要である。

② 総務省自治行政局

死亡届が受理されれば、戸籍と連動して住民票が消除されるため、住民票があれば、基本的には生存していることが推定される（注意点は、戸籍と同様）。

(イ) 市区町村が生存証明書の認証を行うことについての見解

市区町村が生存証明書の認証を行うことについて、総務省自治行政局に確認したところ、次のような見解が得られた。

- 市区町村が住民への行政サービスの一環として行う証明事務については、過去に「国の行政機関及び他の地方公共団体の権限に属さない事項で、当該市区町村長において認知できる範囲においては法律上差し支えないものと解する。」との見解を示しており⁴、この見解は現在でも有効である。このため、一般に、外国年金受給者本人との面会等により本人の生存が確認できるのであれば、外国年金の生存証明のため市区町村が本人の生存を証明することは差し支えない。

なお、これは、市区町村に生存証明を行う義務を課すものではなく、また、本人の生存が確認できない場合について、市区町村に対して特別な措置を講じてまで本人の生存を証明することを求めるものではないことは当然である。

(ウ) 市区町村が生存証明書の認証を行う際の留意点

上記 2(3) キのとおり、10 市区町村から、生存証明書の認証を行う際に確認している住民票が日本語（漢字）で記載されているため、外国年金受給者がローマ字で記入した生存証明書の認証を行うことはできないとの意見が聴かれた。

この対応について、総務省自治行政局は、次のとおり説明している。

⁴ 「特別区において発行する証明事務の限界」（昭和 31 年 4 月 24 日自丁行発第 23 号東京都総務局行政部長宛て行政課長回答）

① 市区町村が住民への行政サービスの一環として行う証明事務として生存証明書の認証を行う場合、その方法・形式は、市区町村の判断に委ねられている。

② 一方、市区町村が住基法第 12 条による住民票に記載をした事項に関する証明書（「住民票記載事項証明書」）として上記認証を行う場合、住民票の記載事項は、日本語（漢字）で表記され、ローマ字は付されていないため、ローマ字で記入された氏名等を認証することは適当ではない。

「住民票記載事項証明書」に当たらないよう認証するためには、次のとおり取り扱うことが求められる。

- i 「住民票記載事項証明書」という名称を使用しないこと。
- ii 「記載された事項が住民票に記載された事項と相違ない」旨を書かないこと。

3 まとめ

(1) 外国年金の生存証明手続に関する外国年金運営機関との協議

今回対象とした外国の多くは、外国年金の生存証明手続において、第三者による生存証明書の認証を求めている。第三者として、市区町村、駐日大使館・領事館が挙げられているが、駐日大使館・領事館の場所（多くは都市部に設置）や設置数を考えると、外国年金受給者の多くは、身近な市区町村に生存証明書の認証を求めていると考えられる。

こうした中、外国年金受給者から、「市区町村に生存証明書の認証をしてもらえなかった。」といった行政相談が寄せられており、本調査においても、認証を求められた一部の市区町村では、「同証明書を認証しない。」「生存を証明するのではなく住民票記載事項の内容を証明する。」といった対応が採られていた。市区町村からは、「市区町村が生存証明書を認証することに代えて、住民票の写しの提出で済むようにしてほしい。」といった要望も聴かれた。

外国年金の生存証明手続の内容・方法は、権限と責任を有する外国政府や外国年金運営機関が必要な手続として定めているものであるが、現状でも、一部の国では柔軟な手続を認めており、結果として外国年金受給者の負担軽減につながっていると考えられる。例えば、①フランスは、市区町村等の第三者による生存証明書の認証に代えて住民票の写しを添付する取扱いを認めており、②ベルギーは、駐日大使館・領事館に当該認証を求める際に、外国年金受給者が出頭することなくビデオ通話等を可能としている。こうした取扱いは、外国年金受給者の負担軽減につながるだけでなく、市区町村の認証が不要となれば市区町村の事務負担の軽減にもつながるものと考えられる。

このような状況を踏まえると、厚生労働省は、第三者による生存証明書の認証を求める国に対して、協定の実施に係る協議の機会等を捉えて、市区町村の認証

に代えて住民票の写しの添付とすることや、駐日大使館への出頭に代えてビデオ通話とすることなど、外国年金受給者等の負担軽減を図る観点から外国年金運営機関等と協議することが望まれる。

(2) 外国年金の生存証明書に係る情報提供

第三者による生存証明書の認証を求めている国の多くは、同証明書の様式が外国語のみの表記となっており、市区町村は、外国年金受給者に外国語の翻訳を求め、その内容を確認したり、自ら翻訳したりしている。翻訳については、時間と労力を要する、翻訳した内容が正しいか不安であるなど、負担を感じている市区町村が多く、「機構や各国大使館等のウェブサイト、同証明書の日本語訳を掲載してほしい。」といった要望も挙がっている。

こうした中、各国が生存証明書において市区町村に認証を求めている事項と、市区町村が認証を求められていると認識した事項に齟齬がある例がみられた。

機構は、協定に関連する事務として、一部の国の生存証明手続に関する情報をウェブサイトで提供し、日本語訳を付したチェコの生存証明書の様式を掲載するなどしているが、上記の市区町村の状況を踏まえると、厚生労働省は、外国年金受給者や市区町村の負担軽減の観点から、チェコ以外の協定締結国についても、機構のウェブサイト外国年金の生存証明書の様式とその日本語訳、同証明書において第三者の認証を求めている事項を掲載することが望まれる。

(3) 市区町村が行う外国年金受給者の生存証明事務についての見解

本調査では、「市区町村が外国年金受給者の生存証明書の認証を行うことは法令上問題がないか、どのような方法で生存を判断すればよいかなど、同証明書の取扱いについて国から見解を示してほしい。」とする要望が市区町村から挙がっている。

この点について、上記2(4)イ（イ）のとおり、総務省自治行政局から、市区町村が住民への行政サービスの一環として行う証明事務については、『「国の行政機関及び他の地方公共団体の権限に属さない事項で、当該市区町村長において認知できる範囲においては法律上差し支えないものと解する。」との見解は現在でも有効であり、一般に、外国年金受給者本人との面会等により本人の生存が確認できるのであれば、外国年金の生存証明のため市区町村が本人の生存を証明することは差し支えない。」との見解が示された。

